

日本労働年鑑 第54集 1984年版

The Labour Year Book of Japan 1984

特集 人事院勧告凍結問題

II 人事院勧告の変せん

4 「高度成長」本格化、春闘高揚期

この時期は便宜上、さらに三つに小区分できる。

- (1) 一九六〇年から、勧告実施時期の値切りがつづいた一九六九年まで。
- (2) 一九七〇年、五月実施勧告の完全実施から、七二年の四月実施勧告の実施まで。
- (3) 一九七三～七四年、公務員組合の春闘重点の場への参加。

一九六〇(昭和三五)～六九(昭和四四)年

まず、この時期の勧告および実施状況を第4表に掲げておこう。一九六〇年以降は、「民間給与との均衡」回復・維持の時期であるが、同時に勧告実施時期が値切られた時期でもあった。

ところで、一九六〇年、人事院は一二・五%、二六八〇円という、当時としては大幅な引き上げ勧告をおこない、あわせて勧告に実施時期(五月)を明記した。その理由はいくつかあるが、なんといっても、それまでのベア勧告留保の間に官民格差がいちじるしく拡大したことが最大の理由であろう。そして、この六〇年の勧告がそれまでの官民格差を大幅に埋め合わせただけでなく、六一年の公労委一〇%裁定に波及し、六一年の春闘相場を間接的にリードした。この勧告ののち、六一年は七・三%、六二年九・三%、六三年七・五%と、割合コンスタントに勧告がつづいた。だが勧告の実施時期は六〇年以降、一〇月のままであり、この間毎年五ヵ月分ずつ値切られていた。

ところで、人事院の官民比較方式には、六四～六五年に重要な変更がおこなわれている。すなわち民間給与調査にあたって、五一年以降、調査事業所の規模を五〇人以上としていたが、六四年に企業規模一〇〇人以上という基準を加えて試行的に調査がおこなわれ、六五年以降、企業規模一〇〇人以上で、かつ事業所規模五〇人以上に正式に変更された。同時に六五年以降、四月時点の調査だけでなく、春闘妥結時期が遅れ、かつ四月遡及改定分(いわゆる春闘つみ残し分)も調査され、勧告に加算されるようになった。前者の企業規模一〇〇人以上という基準は、六四年春闘の際、公労委裁定にこの基準が採用されたからである。そのうえで、春闘つみ残し分の調査・加算がおこなわれた結果、人事院勧告は事実上、公労委裁定を媒介とし、春闘相場を反映するものとなった。さしあたって、以上の文脈のなかで、六五年七・二%、六六年六・九%、六七年七・九%、六八年八・〇%、六九年一〇・二%など、六五年以降の人事院勧告を位置づけることができよう。

つぎに勧告の実施時期であるが、六〇年に結成された公務員共闘のとりくみの強化、「高度成長」下での財政事情の変化もあずかって、六四～六六年は九月、六七年は八月、六八年は七月、六九年は六月(ただし六月期特別給には遡及せず)と一ヵ月ずつ繰り上がっていった。

一九七〇年(昭和四五)～七二(昭和四七)年

この時期三年間の勧告とその実施状況は、第5表のとおりである。この時期、勧告実施時期の値

切りは解消した。一九七〇～七一年は五月実施、七二年は勧告自身も一ヵ月くり上げ、ここに四月実施となった。七〇年の勧告は、一二・六七%と、アップ率では六〇年勧告の一二・五%を上回り、春闘開始以来の勧告としては最高となった。だが七一年は一一・七四%、七二年は一〇・六八%と二年つづいて、アップ率で前年を下回った。もっとも平均引き上げ額は、六九年五六五〇円、七〇年八〇二二円、七一年八五七八円、七二年八九〇七円と、それぞれ前年を上回った。こうした額・率の動向は、春闘相場の動向とまったく同様であった。

勧告の実施時期が、七二年に四月となり、ここに民間・公労委関連とほぼ一線にならんだ。公労委の裁定不履行問題に決着がついたのが一九五七年であるから、それに遅れること一五年であった。

勧告の実施時期に決着がついた結果、公務員共闘は、ストライキ権を奪還し、人事院勧告体制を打破する展望に立ち、政府との直接交渉で賃金を決定するという「本格的賃金闘争」の一環として、七三年より春闘重点の場に登場することを決めた。政府、組合との関係で、人事院の存立意義がここに問われはじめた。

一九七三(昭和四八)～七四(昭和四九)年

人事院の対応は、一九七三～七四年の狂乱物価、インフレの進行のなかで、応急措置を講ずることも含め、よりキメ細かく、かつ複雑になった。同時に、政府の意向をも敏感に反映するかたちでの「政治性」発揮も目立ちはじめた。第6表を参照されたい。

七三年の勧告は、一五・三九%といっそうアップし、金額でも五ケタ、一万四四九三円の引き上げとなった。それだけでなく、七四年三月に支給される年度末手当のうち〇・三ヵ月分を、三公社五現業(当時)に歩調を合わせて七三年一二月に繰り上げ支給した。そして七四年四月四日、改めて七四年度の期末手当〇・三ヵ月分増額の勧告を出した(四月二七日実施)。その場合、政府・組合間の合意先行にたいし、その後を追うかたちでの対応がおこなわれた。

さらに七四年、「狂乱物価」のもと、民間、三公社五現業の賃上げ相場が、定昇こみ三〇%を超えることが早期に判明するにおよび、組合側から暫定支払いを求める声が強くなった。人事院は一方で、民間給与実態調査を早め、早期勧告の体制をとった。他方、暫定内払いの要求に対応し、五月三〇日、俸給月額の一〇%増額の勧告をおこなった。そのうえで、例年より早い七月二六日、さらに一八・六二%の引き上げ勧告をおこなった。先の一〇%の暫定内払いを含めると、実質二九・六四%、三万一一四四円と、第一回勧告を除くと勧告史上きわめて高率であり、金額では、もちろん勧告史上空前であった。

だが人事院の対応は、一方のインフレ対応措置だけではなく、この時期から個別対応措置も目立ちはじめた。医療職(三)の待遇改善措置もそうである。それとともに、教員人材確保法にもとづく、七四年三月一八日の勧告にはじまる一連の勧告をつうじ、政府の政策を敏感に反映したかたちでの「政治性」発揮も目立ちはじめた。この点、七〇年代後半において、いっそう鮮明化していった。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

